

物品購入等及び業務契約における標準契約約款の改正について

札幌市交通局の契約で使用する物品購入等及び業務契約に係る標準契約約款について、改正民法の対応等を図るため、下記のとおり、一部改正を行いました。

そのため、施行日以後に標準契約約款による契約条件にて契約締結する案件については、標準契約約款を十分に確認したうえで、契約締結等を行うよう留意してください。

施行日：令和2年4月1日

適用：施行日以後に契約締結する案件から適用開始

～ 改正概要 ～

1 契約不適合責任について

- 改正前の民法にて「瑕疵」と表現されていたものが、改正後の民法においては、「目的物の種類、品質又は数量に関し契約の内容に適合しないもの」と改められたことから、契約約款においても、「瑕疵」という表現を「契約不適合」に改めました。これに伴い履行の追完請求等について新たに約定を設けました。
- 改正後の民法にて、契約に適合しない（数量を除く。）ことを知ってから1年以内にその旨を通知しなければ履行の追完請求等の権利行使ができないとされたことから、その旨を契約約款にて規定いたしました。

2 契約解除の要件について

- 民法において、契約の解除に関する規定が改正されたことに伴い、契約約款においても、当局の契約の解除権の行使について、「催告による解除（催告解除）」と、「催告によらない解除（無催告解除）」に区分して約定するよう改正しました。

3 その他の改正について

- 物品購入等における納入（引取り）費用及び検査費用の事業者負担についての明文化や損害賠償請求条項の改正等を行いました。

4 標準契約約款について

- 標準契約約款は、「札幌市交通局入札情報サービス＞物品・役務＞標準契約書・標準契約約款」から、ダウンロードすることができます。
- 契約書の取り交わしを省略した案件については、原則として、これらの標準約款が適用されます。

札幌市交通局入札情報サービスの入り口

<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>